

航普第九九〇

軍需品処分調査ニ関スル件報告

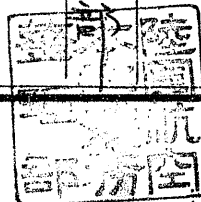
昭和三十年十月二十日

陸軍省 海軍部

陸軍航空本部 残務整理部

普第三三五號ニ係ル首題ノ件別紙通り報告ス

陸軍



0611  
0612

航普第九九號

一三三

軍需品處分調査ニ関スル報告書

昭和二十年十一月三日

陸軍省御片

陸軍省軍需部

普第三〇九號 陸軍省御片 陸軍省軍需部

陸軍



0611

0612

軍需品処分調査ニ関スル件

航空本部

一 經理検査、実施

直轄五十八部隊ニ對シ別紙通牒、通検査ヲ実施シ調査事項並ニ報告、陸軍大臣宛詳細報告ス。

二 軍需品、拂下先及保管転換先、調査

終戦時(八月十五日)、軍需品現在高ヲ調査シ終戦時焼却後、受拂證據書及帳簿ヲ整備シ且拂下閉シテ、總テ調査ヲ(八月十五日ヨリ八月二十九日迄)作製シ陸軍大臣ニ提出報告ス。

三 盜難品、調査

經理検査、際調査ヲ作リ其、実情ヲ明ニスルト共ニ処理状況、逐次補正ニ努ム。

尚盜難ニ関シテハ縣刑事課及地方警察署長ト連繫シシテ調査ニ努ム、アリ

四 投書及聞込ニ関スル調査

航空本部ニ直接関係アルモノ、閉シテハ軍需品処分調査委員ラテ現地ニ至リ調査ス。

隼下部隊ニ関スルモノハ、部隊ニ委員ヲシテ調査報告セシメ、アリ尚調査指導、爲中央委員ヲ派遣セリ

五 警察及憲兵ト連繫

憲兵ト連繫シ調査ヲ実施シアリモ憲兵ノ復員ニ伴ヒトシテ縣刑事課及地方警察署長ト連絡シ調査レフ、アリ

調査資料トシテ投書及聞込等、蒐集、爲縣刑事課ト空ニ連絡シアリ

六 新聞其他、利用

新聞紙上ニ事、実ト著シテ相違シ針小棒大ナル記事ヲ掲載セルモノアルヲ以テ新聞社主腦者ト連絡シシテカ取消又ハ是正ヲ実施シテアリ

不良取得品、調査、爲隣組回覽板ヲ利用シテ説得シ是正ニ努ム、相当、効果ヲ納メアル部隊アリ

大野少佐



會計事務検査施行ニ関スル件通牒  
昭和二十年九月二十四日

陸軍大臣陸軍部總務課長  
陸軍省本部總務課長

別紙陸軍大臣達ニ基キ貴部隊ニ於ケル會計事務検査ヲ左ノ要領ニ依リ實施スル如ク定メラレタルニ依命通牒ス

左記

一 方針  
主トシテ終戰ニ伴フ金貨物品ノ處理ノ適否ヲ検査ニ併セテ爾後ノ會計事務ヲ指導シテ能ク處理ノ有終ノ美ヲ収メントス  
二 検査官及實施期日  
別紙第一ニ依ル

三 検査要領  
經理業務主任者ヲ依テ說明配列書類及提出書類別紙第二ニ依リ主任者ハ立會スルモノトス  
時間  
三〇〇〇ヨリ一七〇〇迄トス但シ日ニ一部隊實施ノ場合ハ午前ハ一三〇〇ヨリ一七〇〇迄トス午後ハ一三〇〇ヨリ一七〇〇迄トス

通牒先 検査實施部隊

0614

陸普第一八五六號

會計事務検査施行ニ関スル件達

昭和二十年九月十九日

陸軍大臣

陸軍経理部令其ノ他ニ依リ會計事務監督ノ責アル  
各級経理部長ハ各當該所管部隊ノ復員等ニ際シ  
會計事務ハ特ニ終戦ニ伴フ金錢物品ノ處理ノ検査  
ヲ実施シ其ノ結果ヲ速ニ本職迄報告スヘシ

0615



別紙第二  
配列書類

- 一 本年度ニ於ケル經理関係書類全部（含共有金品・共済組合金）但シ本年度ニ於テ經理検査未了ノ部隊ハ前回經理検査実施以降ノ分トス  
物品受拂簿等ニシテ焼却セルモノアルトキハ八月十五日現在ニ於ケル現在高調書ヲ調製スルモノトス
- 二 人員異動録但シ焼却セルモノアルトキハ八月十五日以降ニ於ケル之ニ代ルヘキ書類ヲ調製スルモノトス
- 三 物件拂下移管等ニ関スル書類

提出書類（検査ヲ実施セザル隷下部隊ノ分ハ努メテ取纏ルモノトス）

- 一 定期預金証書又ハ之ニ代フヘキ方法ヲ以テ支拂タル退職賞與額及其ノ賞與總額ニ對スル比率調書  
ニ無償ヲ以テ拂下ケタル品目・員數・拂下先調書（知得ル限度ニ於テ拂下先ノ處理狀況共）（但シ官廳等ニ對シ無償ニテ移管セルモノハ除クモノトス）
- 三 公差價等ヨリ返キ價格ヲ以テ拂下ケタル場合ノ品目・員數・拂下先調書
- 四 有償拂下ニ對スル代金延納ヲ認メタルモノノ調書
- 五 盜難等ニ依リ亡失毀損シタル物件ノ品目・員數・事故ノ種類及事故ニ伴フ處置調書
- 六 共有金品ノ處理狀況調書
- 七 金錢及物品ニ関スル証憑書等ニシテ焼却等ノ處分ヲ爲シタルモノアルトキハ其ノ種類・員數調書
- 八 本年四月一日以降ニ於ケル物品會計官吏・出納官吏ノ管理期調書